

公認審判員規程

第1条（目的）

公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という。）及び支部が主催または主管する大会の運営並びに審判の権威と公正を期するため、専門委員会規程第7条に基づき公認審判員制度を設ける。

第2条（公認審判員の種別）

公認審判員は、第1種、第2種及び第3種とする。

2 第1種公認審判員は全国的大会の審判をすることができる練達堪能な技術と識見を持った者で、公認審判員規程（以下、「当規程」という。）に定める手続きを経て、会長よりその資格を付与された者とする。

3 第2種公認審判員は全国的大会の塁審、地区大会の審判、第3種公認審判員は支部内大会の審判をすることができる熟達した技術と識見を持った者で、当規程に定める手続きを経て、会長よりそれぞれの資格を付与された者とする。

第3条（公認審判員認定委員会）

公認審判員の認定に関する事項を処理するため、第2条の種別毎に公認審判員認定委員会を開く。

2 第1種公認審判員認定委員会（日本協会審判委員会）は、理事会の議を経て、当法人が委嘱した認定委員長及び認定委員をもって構成する。

3 第2種公認審判員認定委員会（地区委員会）は、地区会長が、第3種公認審判員認定委員会（支部委員会）は支部会長が、それぞれ前項に準じて委嘱した認定委員長及び認定委員をもって構成する。

4 各認定委員会は各認定委員長がこれを掌理する。各認定委員会が必要と認めたときは副委員長を置くことができる。副委員長は第1種公認審判員の資格を有し、年度登録された者でなければならない。

5 認定委員会に関する細目は各認定委員会がこれを定める。

第4条（公認審判員認定）

公認審判員の認定は、各認定委員会が所属協会の理事会の議を経て期日、場所、その他の細目を定めて開催する認定会でこれを行う。

2 認定会における認定は、競技規則に関する筆答及び審判の実技の2科目についてテストを行い、その成績と認定会参加者の所属支部長よりの内申書とを総合して、その適否を決定する。

3 各認定委員会が前項により、公認審判員として資格を認定したときは、別に定める

様式により会長に認定報告書を提出するものとする。

4 会長は前項の報告に基づき、その所属支部長を通じ公認審判員証と徽章を交付する。

第5条（公認審判員の登録）

公認審判員証を交付された者は、所属支部長を通じ毎年度公認審判員として登録しなければならない。また年度登録をしなかった者はその資格を失う。

2 公認審判員に登録された者には、会長より所属支部長を通じてその年度のワッペンが交付される。

3 公認審判員はその年度のワッペンを携帯しなければ、すべての公式試合の審判員とは認められない。

第6条（公認審判員の異動）

公認審判員がその所属支部を異動したときは、新旧支部長を通じて、会長にその旨届け出なければならない。

第7条（認定会参加資格）

第1種公認審判員認定会には第2種公認審判員の資格を取得して1年を経過し、かつ、所属支部長の推薦を得た者でなければ参加することができない。

2 第2種公認審判員認定会には第3種公認審判員の資格を取得して1年を経過し、かつ、所属支部長の推薦を得た者でなければ参加することができない。

3 第3種公認審判員認定会にはルールの正しい適用と審判技術の習得を目指す熱意を持った者でなければ参加することができない。

第8条（認定会参加手続）

認定会参加資格に定める資格を有する者が当該認定会に参加しようとするときは、その所属支部長に氏名・生年月日・住所・職業・審判経歴及び公認審判員の資格の有無（取得年月日・認定委員長名）を記載した書面をもって申し込みをしなければならない。同一年度に同一種の認定会に参加する場合は、6ヶ月以上の期間をおかななければならない。

2 各支部長は前条の申し込みを受けた者について、その参加資格を審査し適当と認めた者に対しては申込書に内申事項を記載し、認定会参加申込者名簿を添えて、当該認定委員会に推薦書を提出するものとする。

第9条（公認審判員の資格の喪失）

公認審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

（1）年度登録を怠ったとき。ただし、特別な事由があればこの限りではない。再登録は、別に定める書式により届出するものとする。

(2) 大会の審判委嘱を受けたにもかかわらず、特別の事由なくその任にあたらなかったとき。

(3) 所属支部を離れ、第6条の届出をしなかったとき。

(4) 公認審判員として任務遂行上不適当と認めたとき。

第10条（終身審判員）

公認審判員として審判活動に永年尽力し、その功績の顕著な者に対して、終身審判員の称号とバッジを贈ることができる。

第11条（大会の審判員）

当法人の主催又は主管する全国的大会は、第1種公認審判員がその任に当たる。ただし、第2種公認審判員については、当該審判員の所属する支部の審判委員長が認めた場合に限り、墨審のみ行うことができるものとする。

2 地区協会又は支部の主催又は主管する大会は、前項に準じ、第2種又は第3種公認審判員がその任に当たる。

第12条（国際審判員）

国際審判員の資格取得は、理事会において定める。

第13条（改 廃）

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

当規程は昭和31年1月1日より施行する。

改訂履歴

昭和39年2月15日一部改正

令和5年5月23日一部改正

昭和47年1月30日一部改正

昭和56年4月1日一部改正

昭和60年4月1日一部改正

平成10年4月19日一部改正

平成10年5月20日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成16年2月1日一部改正

平成25年11月24日一部改正

令和元年11月24日一部改正